

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和3年9月2日(2021.9.2)

【公開番号】特開2020-17869(P2020-17869A)

【公開日】令和2年1月30日(2020.1.30)

【年通号数】公開・登録公報2020-004

【出願番号】特願2018-139738(P2018-139738)

【国際特許分類】

H 04 N 21/274 (2011.01)

H 04 N 21/258 (2011.01)

G 10 K 15/02 (2006.01)

G 10 K 15/04 (2006.01)

G 06 F 13/00 (2006.01)

G 06 Q 50/10 (2012.01)

G 06 F 3/0481 (2013.01)

【F I】

H 04 N 21/274

H 04 N 21/258

G 10 K 15/02

G 10 K 15/04 302D

G 06 F 13/00 560A

G 06 F 13/00 560C

G 06 Q 50/10

G 06 F 3/0481

【手続補正書】

【提出日】令和3年7月20日(2021.7.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1動画と第2動画を含む配信動画を端末装置に配信する配信手段と、

前記配信動画の配信中に端末装置から受け付けた、前記第1動画と前記第2動画の少な

くとも1つに対する投票に基づいて、前記第1動画と前記第2動画を評価する評価手段と、
を備える情報処理装置。

【請求項2】

前記配信手段は、前記第1動画と前記第2動画のそれぞれの投票結果を示す画像を前記
配信動画に含めて配信する請求項1記載の情報処理装置。

【請求項3】

前記第1動画と前記第2動画では、同じ楽曲が再生され、

前記評価手段は、前記楽曲が終了するまでに受け付けた投票に基づいて、前記第1動画
と前記第2動画を評価する請求項1又は請求項2記載の情報処理装置。

【請求項4】

前記配信手段は、第1期間においては前記第1動画を第1態様、前記第2動画を第2態
様で出力させ、第2期間においては前記第1動画を第2態様、前記第2動画を第1態様で
出力させ、

前記第1期間に前記端末装置から所定の操作を受け付けた場合に、装飾画像を前記第1動画に重畠し、前記第2期間に前記端末装置から所定の操作を受け付けた場合に、装飾画像を前記第2動画に重畠する重畠手段を備える請求項1から請求項3の何れか1項記載の情報処理装置。

【請求項5】

前記評価手段は、前記第1動画と前記第2動画に対して投票された点数と、前記第1動画に対して重畠された装飾画像に応じた点数と、前記第2動画に対して重畠された装飾画像に応じた点数とに基づいて、前記第1動画と前記第2動画を評価する請求項4記載の情報処理装置。

【請求項6】

前記配信手段は、前記第1動画と前記第2動画のうちの対象の動画に対して投票を行った少なくとも一人のユーザを示す情報を前記対象の動画とともに表示させ、

前記配信手段は、前記対象の動画に対して第1のユーザよりも高い評価の投票を行った第2のユーザがいる場合に、前記第1のユーザを示す情報よりも前記第2のユーザを示す情報を優先的に前記対象の動画とともに表示させる請求項1から請求項5の何れか1項記載の情報処理装置。

【請求項7】

コンピュータが、第1動画と第2動画を含む配信動画を端末装置に配信することと、
コンピュータが、前記配信動画の配信中に端末装置から受け付けた、前記第1動画と前記第2動画の少なくとも1つに対する投票に基づいて、前記第1動画と前記第2動画を評価すること、を有する動画配信方法。

【請求項8】

コンピュータを、
第1動画と第2動画を含む配信動画を端末装置に配信する配信手段と、
前記配信動画の配信中に端末装置から受け付けた、前記第1動画と前記第2動画の少なくとも1つに対する投票に基づいて、前記第1動画と前記第2動画を評価する評価手段として機能させるための動画配信プログラム。